

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社志田産業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 志田 隆
 - (3) 所在地：岩手県大船渡市立根町立根山 1 番地 21

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）
 - (平成 30 年 6 月 27 日認定)
認 1802003096、認 1802003097、認 1802003098
 - (同年 7 月 17 日認定)
認 1802004740、認 1802004741、認 1802004742
 - (同年 7 月 23 日認定)
認 1802004610、認 1802004611

- 3 措置内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 措置理由
労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。